

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための
特別措置に関する法律第4条に関する措置

	措置名	根拠法令
1	外国人雇用状況の届出義務の免責	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第12条
2	関係派遣先派遣割合報告書の報告義務の免責	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第23条第3項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第17条の2
3	労働者派遣事業収支決算書の報告義務の免責	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第23条第1項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第17条
4	特定募集情報等提供事業概況報告書の提出	職業安定法第43条の5、職業安定法施行規則第31条の3第1項
5	障害者就業・生活支援センターが名称及び住所並びに事務所の所在地を変更する際の事前届出の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第3項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の8
6	障害者就業・生活支援センターの事業計画書及び収支予算書の提出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の11
7	障害者就業・生活支援センターの事業報告書及び収支決算書の提出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第2項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の11第3項
8	在宅就業支援団体が事業所の所在地等を変更する際の事前届出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第10項
9	在宅就業支援団体が業務規程を変更する際の事前届出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第11項
10	在宅就業支援団体が業務の全部又は一部を休止・廃止する際の事前届出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第13項
11	対象障害者の雇入れに関する計画の実施状況の報告	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第11条
12	障害者職業生活相談員の選任	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第40条第1項、第2項
13	雇用継続交流採用職員に関する届出	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第12条の2
14	事業所の設置等の届出	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第141条及び142条
15	被保険者でなくなったことの届出	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第7条
16	被保険者の転勤の届出	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第13条
17	一般被保険者の教育訓練休暇開始時の賃金の届出	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第14条の2

18	被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第14条の3
19	特定理由離職者又は特定受給資格者の育児又は介護のための休業又は勤務時間短縮の開始時の賃金の届出	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第14条の4
20	被保険者となったことの届出	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条